

## 財産管理制度の見直し

### (不在者財産管理制度、相続財産管理制度について)

#### 1 不在者財産管理制度の見直し

##### (1) 供託等

不在者財産管理制度について、次のような規律を設けることで、どうか。

- ① 家庭裁判所が選任した管理人は、不在者の財産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、不在者のために、当該金銭を不在者の財産の管理に関する処分を命じた裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができる。
- ② 家庭裁判所が選任した管理人は、①による供託をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める事項を公告しなければならない。
- ③ 家庭裁判所は、不在者が財産を管理することができるようになったとき、管理すべき財産がなくなったとき（家庭裁判所が選任した管理人が管理すべき財産の全部が①により供託されたときを含む。）その他財産の管理を継続することが相当でなくなったときは、不在者、管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、管理人の選任その他の不在者の財産の管理に関する処分の取消しの審判をしなければならない。

##### (2) 職務内容の限定に関する規律の新設の是非

家庭裁判所が、その不在者財産管理人を選任する際に、その職務の内容（不在者財産管理人の権限の内容を含む。）をあらかじめ定めることができる旨の規律を新設することについて、どのように考えるか。

##### (3) 申立権者に関する新たな規律等について

管理人の選任の申立権者の範囲についての新たな規律は設けないとすることで、どうか。

また、特定の行為について管理人と不在者との間で又は複数の不在者の間で利益が相反する場合に管理人が当該行為をすることは認められないことを前提に、これについての新たな規律は設けないとすることで、どうか。

○中間試案第2、3「不在者財産管理制度の見直し」

不在者財産管理人による供託とその選任の取消しに関し、次のような規律を設ける。

① 管理人は、不在者の財産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、不在者のために、当該金銭を供託することができる。

② 管理人は、供託をしたときは、その旨その他一定の事項を公告しなければならない。

③ 家庭裁判所は、管理人が管理すべき財産の全部が供託されたときは、管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、管理人の選任に関する処分の取消しの審判をしなければならない。

(注1) 不在者財産管理人の職務内容を合理的な範囲のものとし、その不在者財産管理人の職務の終期を明確にする観点から、家庭裁判所が、その不在者財産管理人を選任する際に、その職務の内容（不在者財産管理人の権限の内容を含む。）をあらかじめ定めることができることを明確にすることについては、引き続き検討する。

(注2) 管理人の選任の申立権者の範囲についての現行民法の規律は改めないものとする。

(注3) 申立人自身に管理行為を行わせる（不在者財産管理人に選任することを含む。）ことが可能であることや、複数の不在者について一人の管理人を選任して行う財産管理が可能であることを前提として、特定の行為について申立人と不在者との間で又は複数の不在者の間で利益が相反する場合に当該行為をすることは認められないとする規律を設けることについては、既存の利益相反行為の規定（民法第108条）とは別にこれを設ける必要性の観点から、引き続き検討する。

#### （補足説明）

##### 1 本文(1)①から③までについて

試案第2の3では、不在者財産管理人は、管理している金銭を供託することができることとし、この供託がされた場合には選任処分の取消しの審判がされることにより、手続を終了させることを可能とする規律を設けることを提案していたところ、パブリック・コメントにおいては、これに賛成する意見が多数を占めた。

これらの規律を設けることにより、不在者の利益を図りながら、管理事務の適正化を図ることができると考えられることから、パブリック・コメントの結果も踏まえ、本文(1)①から③までにおいて、試案の内容を整理した規律を設けることを提案している。なお、本文(1)③は、現行の家事事務手続法第147条を改めることを想定している。

##### 2 本文(2)について

試案第2の3（注1）では、不在者財産管理人の職務を限定することができることを明確にすることについては引き続き検討することとしていた。パブリック・コメントにおいては、これに賛成する意見が多くあった。

確かに、職務内容を限定すれば、管理人の負担が軽減される結果、その報酬も低減させることが期待でき、予納金が必要である場合でもその額を比較的少額で済ませることが可能になるとも考えられる。また、管理人候補者にとっても、業務の終了時期を見通すことができるため、就任しやすいとも考えられる。パブリック・コメントにおける賛

成意見も、こうした理由を挙げていた。

もともと、利害関係人は自己の利害との関係で職務の限定を求め、それに沿う資料を提出するのに対し、裁判所は不在者の利益のためにその限定が適切かを判断しなくてはならないが、その判断資料は利害関係人の主張及び提出資料が基本となるため、管理人の職務を特定のものに限定することが不在者の利益に適うか否かを適切に判断することは困難であるとの指摘もある。また、そもそも、不在者の利益の保護を図るために不在者の財産全体を管理するという制度趣旨との整合性も問題になるとの指摘もある。

現行法上、職務内容の限定をしても不在者の利益の保護を図るという制度趣旨を損わないと認められる場合には、「必要な処分を命ずることができる」という文言に照らしても、職務内容を限定することができる解釈の余地もあり、その可否については解釈に委ねられていると考えられる。また、処分の取消しに関する運用上の工夫により、実質的には不在者財産管理人の職務の限定と同様の結果を得ることも不可能ではないと考えられることに加え、所有者が不明な不動産の管理については、別途、所有者不明土地管理制度や所有者不明建物管理制度の創設を検討しており(部会資料28、33参照)、これらが設けられれば、不在者財産管理人の職務を限定することが可能である旨の規律が必須とまではいえないとも考えられる。

パブリック・コメントにおいても、これらを挙げて反対又は慎重な検討を求める意見があった。

以上を踏まえると、家庭裁判所が、その不在者財産管理人を選任する際に、その職務の内容(不在者財産管理人の権限の内容を含む。)をあらかじめ定めることができる旨の新たな規律を設けることはしないとすることが考えられるが、どのように考えるか。

### 3 本文(3)について

#### (1) 管理人の選任の申立権者に関する規律

試案第2の3(注2)では、管理人の選任の申立権者の範囲についての現行民法の規律は改めないものとする旨を注記していたが、パブリック・コメントにおいても、これに賛成する意見が多くあった。

利害関係人の範囲については、現行法下においても事案に応じて適切に裁判所において判断されており、規律を改める必要はないとの指摘があることも踏まえ、管理人の選任の申立権者についての現行民法の規律は改めないこととすることを提案している。

#### (2) 利益相反行為に関する規律

試案第2の3(注3)では、申立人自身に管理行為を行わせる(不在者財産管理人に選任することを含む。)ことが可能であること等を前提として、特定の行為について申立人と不在者との間で又は複数の不在者の間で利益が相反する場合に当該行為をすることは認められないとする規律を設けることについては、既存の利益相反行為の規定(民法第108条)とは別にこれを設ける必要性の観点から、引き続き検討する旨を注記していた。

パブリック・コメントでは、引き続き検討することに賛成の意見があったが、既存の規律(民法第108条)により対応が可能であるとして規律を設ける必要はないとの意見があった。

現行法下においても、特定の行為について管理人と不在者との間で又は複数の不在者の間で利益が相反する場合には、管理人が当該行為をすることは認められないと解される。事実行為など、利益相反行為に当たらない行為については、管理人がこれを行うこともできると考えられるが、現在の実務では、実質的な利害関係があることも想定して、申立人自身を管理人に選任することなどはしない取扱いが多いとされ、今後も、申立人自身を不在者財産管理人に選任すること等を認めるかどうかは、家庭裁判所において、当該事案における実質的な利害関係の有無を踏まえつつ適切に判断されるものと考えられる。これらのことを踏まえ、新たに利益相反行為に関する規律を設けないとすることを提案している。

## 2 相続財産管理制度の見直し

### (1) 相続財産の保存に必要な処分の見直し

相続人が数人ある場合における遺産分割前の相続財産及び相続人のあることが明らかでない場合における相続財産の保存に必要な処分を可能とするとともに、これらと現行の民法第918条第2項（第926条第2項、第936条第3項・第926条第2項、第940条第2項において準用される場合を含む。）の相続財産管理制度とを一つの制度とする趣旨で、相続財産の保存に必要な処分に関する次のような規定を設けることで、どうか。

#### ア 相続財産の保存に必要な処分

家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、いつでも、相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。ただし、相続人が一人である場合においてその相続人が相続の承認をしたとき、相続人が数人ある場合において遺産の全部の分割がされたとき又は相続人のあることが明らかでない場合において第952条第1項の規定に基づき相続財産の管理人が選任されたときは、この限りでない。

（注1）現行の民法第926条第2項及び第936条第3項の相続財産管理制度をも本文アの相続財産管理制度に取り込んで一つの制度とすることについては、清算権限の有無との関係で慎重な考え方もある。

（注2）家庭裁判所が、本文アにより相続財産管理人を選任する際に、その職務の内容（相続財産管理人の権限の内容を含む。）をあらかじめ定めることができることを明確にすることについては、前記1(2)の議論も踏まえ、引き続き検討する。

#### イ 管理人の権限等

管理人が次に掲げる行為の範囲を超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができる。

##### a 保存行為

b 管理の目的である物又は権利の性質を変えない範囲内において、その利用又は改良を目的とする行為

#### ウ 管理人の義務

管理人は、善良な管理者の注意をもって、その権限を行使しなければならない。

## エ 管理人の職務等

- ① 管理人は、その管理すべき財産の目録を作成しなければならない。
- ② 家庭裁判所は、管理人に対し、相続財産の保存に必要な処分を命ずることが出来る。

(注) このほか、現行の相続財産管理制度において民法第918条第3項、家事事件手続法第201条第10項、第125条において準用される規定(第29条〔管理人の担保提供及び報酬〕、第646条〔受任者による受取物の引渡し等〕、第647条〔受任者の金銭の消費についての責任〕、第650条〔受任者による費用等の償還請求等])については、いずれも、本文アによる相続財産の保存に必要な処分にも同じ規律を設けるか、又は準用することとする。

## オ 相続財産の保存に必要な処分の取消し等

- ① 家庭裁判所は、次に掲げる事由があるときは、相続人、相続財産の管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、相続財産の保存に必要な処分の取消しの審判をしなければならない。
  - a 相続人のあることが明らかでない場合において第952条第1項の規定に基づき相続財産の管理人が選任されたとき
  - b 管理すべき財産がなくなったとき(管理すべき財産の全部が②により供託されたときを含む。)
  - c その他財産の管理を継続することが相当でなくなったとき
- ② 管理人は、相続財産の管理、処分その他の事由により金銭が生じたときは、相続人又は相続財産法人のために、当該金銭を相続財産の保存又は管理に関する処分を命じた裁判所の所在地を管轄する家庭裁判所の管轄区域内の供託所に供託することができる。
- ③ 管理人は、②による供託をしたときは、法務省令で定めるところにより、その旨その他法務省令で定める事項を公告しなければならない。

○中間試案第2、4(1)「相続人が数人ある場合における遺産分割前の相続財産管理制度」

### (1) 相続人が数人ある場合における遺産分割前の相続財産管理制度

現行の相続財産管理制度を見直し、熟慮期間の経過後も、相続財産を保存するための新たな相続財産管理制度として、次の規律を設けることについて、引き続き検討する。

- ① 相続人が数人ある場合において、必要があると認めるときは、家庭裁判所は、遺産分割がされるまでは、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分を命ずることが出来る。
- ② ①の規律により選任された相続財産管理人の権限・義務等については、民法第918条第2項の相続財産管理人と同様の規律を設ける。

③ ①の規律により選任された相続財産管理人は、相続債務の弁済をすることはできない。

④ 家庭裁判所は、相続人が相続財産を管理することができるようになったとき、遺産の分割がされたときその他相続財産の管理を継続することが相当でなくなったときは、相続人、相続財産管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、①の規律による相続財産管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分の取消しの審判をしなければならない。

(注1) 「必要があると認めるとき」については、例えば、相続財産に属する不動産が荒廃しつつあったり、物が腐敗しつつあったりする場合において、相続人が保存行為をしないためにその物理的状態や経済的価値を維持することが困難であるときに認められることを想定して、引き続き検討する。

(注2) ①の相続財産管理人は、②のとおり、民法第918条第2項の相続財産管理人と同様に保存行為、利用・改良行為及び裁判所の許可を得て処分行為をする権限を有するが、基本的に、その職務は保存行為をすることにあり、例えば、相続財産を保存するための費用を捻出するために相続財産の一部を売却することが必要かつ相当であるという事情がないのに、相続財産の一部を売却するなど保存行為を超える行為をすることは、職務上の義務に反し、裁判所も許可をしないことを想定している。

他方で、②とは別に、①の相続財産管理人の権限は保存行為をすることに限られるとするとの考え方がある。

(注3) 第三者が相続財産に関して権利を有する場合には「必要があると認めるとき」に該当するとして、相続財産管理人の選任を認めた上で、相続財産管理人が、相続財産に関する訴訟の被告となって応訴することや相続財産に対する強制執行の債務者となることを認めることについては、相続人の手続保障に留意して、慎重に検討する。

(注4) 家庭裁判所が、相続財産管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分を命ずるに際し、相続人の範囲を調査し、全ての相続人から、意見を聴取する手続を経なければならないものとするかどうかについては、相続財産管理人の職務が基本的に保存行為にあることなどを踏まえて、引き続き検討する。

(注5) 家庭裁判所は、相続財産の中から、相当な報酬を管理人に与えることができる。①の相続財産管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分に要する費用は、「相続財産に関する費用」(民法第885条参照)として扱う。

(注6) 適切な遺産分割の実現のために、相続人が相続財産管理の請求をすることを可能とすることについては、保存に必要な処分として相続人の管理処分権を制限することの是非と併せて、慎重に検討する。

(2) 相続人のあることが明らかでない場合における相続財産の保存のための相

## 続財産管理制度

現行の相続財産管理の制度を見直し、清算を目的とする民法第952条の相続財産管理人の選任の申立てをすることができる場合であっても、清算を目的としない相続財産の保存のための相続財産管理制度を利用することができるようにするため、次のような規律を設けることについて、引き続き検討する。

- ① 相続人のあることが明らかでない場合において、必要があると認めるときは、家庭裁判所は、利害関係人又は検察官の請求によって、相続財産管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分を命ずることができる。ただし、民法第952条の相続財産管理人が選任されている場合には、この限りではない。
- ② ①の規律により選任された相続財産管理人の権限・義務等については、民法第918条第2項の相続財産管理人と同様の規律を設ける。
- ③ ①の規律により選任された相続財産管理人は、相続債務の弁済をすることはできない。
- ④ 家庭裁判所は、相続人が相続財産を管理することができるようになったとき、管理する財産がなくなったときその他財産の管理を継続することが相当でなくなったときは、相続人、相続財産管理人若しくは利害関係人の申立てにより又は職権で、①の規律による相続財産管理人の選任その他の相続財産の管理に関する処分の取消しの審判をしなければならない。

(注1) 「必要があると認めるとき」については、例えば、相続財産に属する不動産が荒廃しつつあったり、物が腐敗しつつあったりする場合において、相続人のあることが明らかでないためにその物理的状態や経済的価値を維持することが困難であるときに認められることを想定して、引き続き検討する。

(注2) ①の相続財産管理人は、民法第918条第2項の相続財産管理人と同様に、保存行為、利用・改良行為及び裁判所の許可を得て処分行為をする権限を有するが、基本的に、その職務は保存行為をすることにあり、例えば、相続財産を保存するための費用を捻出するために相続財産の一部を売却することが必要かつ相当であるという事情がないのに、相続財産の一部を売却するなど保存行為を超える行為をすることは職務上の義務に反し、裁判所も許可をしないことを想定している。

他方で、②とは別に、①の相続財産管理人の権限は相続財産につき保存行為をすることに限られるとするとの考え方がある。

(注3) 第三者が相続財産に関して権利を有する場合には「必要があると認めるとき」に該当するとして、相続財産管理人の選任を認めた上で、相続財産管理人が、相続財産に関する訴訟につき応訴することを認めることについては、引き続き検討する。

(注4) ①の規律により相続財産管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分をしたときは、家庭裁判所は、遅滞なく、その旨及び相続人があ

るならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならぬ  
いとすることについても、引き続き検討する。

(注5) ①の規律により相続財産管理人が選任された場合には、その相続財  
産管理人は、清算を目的とする民法第952条の相続財産管理人の選任の  
申立てをすることができる。

(後注) (1)及び(2)の相続財産管理制度と、現行の相続財産管理制度を一つ  
の制度とし、熟慮期間中に選任された相続財産管理人が熟慮期間経過後遺  
産分割前又は全員により相続放棄のされた後にもそのまま相続財産を管理  
することができるようにすることを認めることについては、その終期の在  
り方や、本文(1)及び(2)の各①の相続財産管理制度と現行の相続財産管理  
制度の異同を踏まえ、引き続き検討する。

(補足説明)

## 1 提案の趣旨

### (1) パブリック・コメントの結果等

相続人が数人あり、相続財産に属する財産が遺産分割前の暫定的な遺産共有状態に  
ある場合において、共同相続人が相続財産の管理について関心がなく、相続財産の管  
理をしないときなどは、現行の民法上、相続財産の保存に必要な処分を命ずる相続財  
産管理制度が設けられておらず、相続財産の管理不全化に対応することができない。

また、法定相続人の全員が相続の放棄をしたときを含む相続人のあることが明らか  
でない場合については、現行の民法上、相続財産管理制度（民法第951条以下）が  
設けられているが、これは、相続財産の清算を目的とするものであるため、手続が重  
く、コストがかかることから、土地を含めた相続財産を適切に管理しようとしても、  
この制度を利用することができない場合があるとの指摘がある。

試案第2の4(1)①及び(2)①では、現行の相続財産管理制度を見直し、熟慮期間の  
経過後も、相続財産を保存するための新たな相続財産管理制度として、相続人が数人  
ある場合における遺産分割前の相続財産管理制度を設けること、相続人のあることが  
明らかでない場合における相続財産の保存のための相続財産管理制度を設けることを  
提案していた。これらについて、パブリック・コメントにおいては、いずれも賛成意  
見が多数を占めた。

これを踏まえ、相続財産に属する財産が遺産分割前の暫定的な遺産共有状態にある  
場合や、相続人のあることが明らかでない場合において民法第952条の相続財産管  
理人が選任されていないときにおける過渡的な状態の相続財産を適切に管理するた  
めに、これらの場合における相続財産の保存のための相続財産の管理を可能とする仕組  
みを創設することを提案している。

### (2) 統一的な相続財産管理制度の創設

試案第2の4(2)(後注)においては、相続人が数人ある場合における遺産分割前の  
相続財産の管理制度及び相続人のあることが明らかでない場合における相続財産の保



存のための相続財産の管理制度と、現行の相続財産管理制度を一つの制度とすることについて注記していたところ、パブリック・コメントにおいては、これに賛成する意見が多くあり、反対意見はなかった。

相続人が数人ある場合及び相続人のあることが明らかでない場合にも相続財産の保存のための相続財産管理人による相続財産の管理を可能とするのであれば、これと現行の相続財産管理制度を一つの制度とすることによって、熟慮期間中に選任された相続財産の保存のための相続財産管理人が熟慮期間経過後遺産分割前又は全員により相続放棄のされた後もそのまま相続財産を管理することができるようにすることを可能とすることが合理的であると考えられる。

これらを一つの制度とすることができるかについては、各段階における相続財産管理の取消事由などその終期の在り方や、現行の相続財産管理制度の相違点（例えば管理人の権限を保存行為に限るか）を踏まえる必要があることから、試案第2の4(2)(後注)ではその旨を注記していた。

もともと、後記補足説明3以下のとおり、管理人の基本的な権限等の規律については、これらの各相続財産管理制度の間で異なるものとする必要はないと考えられる。

そこで、本部会資料では、現行民法において認められている各段階（相続の承認又は放棄まで（第918条第2項）、限定承認がされた後（第926条第2項）、相続の放棄後次順位者が相続財産の管理を始めるまで（第940条第2項））に加えて、数人の相続人が相続の承認をしたが遺産の分割がされていない相続財産についても管理を可能とするとともに、相続人不分明の場合に、相続財産の清算を目的としない相続財産管理人の選任を可能とし、かつ、これらを統一的な制度とすることで、相続財産の保存のための包括的な相続財産管理制度を創設することを提案している。

### (3) 限定承認がされた場合について（本文ア（注1））

ア パブリック・コメントに寄せられた意見の中には、民法上、数人の相続人が限定承認をした場合には、家庭裁判所は、相続人の中から、相続財産の管理人（以下「職権による管理人」という。）を選任しなければならないとの規律（第936条第1項）があり、これを存置する場合には、職権による管理人が管理放棄している場合に提案の規律により別途、本文アの相続財産管理人を第三者の申立てにより選任できるのかが問題となるとの指摘があった。

まず、職権による管理人は、相続人の中から選任されるものであるが、相続財産の管理及び清算をする職務を有するものであり、相続財産の保存のための相続財産管理人（本文ア）の職務の範囲を超えるため、本文アの相続財産管理制度を創設したとしても、職権による管理人の制度を存置する必要がある。

そして、本文アでは、この職権による管理人が選任された場合であっても、本文アに基づく相続財産の保存のための相続財産管理人の選任請求をすることができることとしている。これは、職権による管理人は相続人の中から選任されなければならないため、職権による管理人が不適任である場合であっても、改任によって相続人ではない第三者を職権による管理人として選任することができないことから、相続人ではない第三者による管理を可能とするために、別途、相続財産管理人の選任請求を可能とする必要があると考えられることによるものである（現行法において

も、職権による管理人が不適任である場合には、職権による管理人とは別に、相続財産管理人の選任請求が可能とされている。民法第936条第3項、第926条第2項、第918条第2項参照）。

そのため、数人の相続人が限定承認をした場合には、現行法と同じく、本文アにより選任される相続財産管理人と、職権による管理人の両者がいずれも選任された状態になることがあり得ることになる。

イ 数人の相続人が限定承認をした場合において、職権による管理人と本文アの相続財産管理人とがいずれも選任されたときは、①本文アの相続財産管理人に清算権限があるかどうか、また、②職権による管理人は管理権限のみならず清算権限まで失うのかが問題となる。

これに関連して、現行法においては、職権による管理人と、民法第936条第3項により選任される相続財産管理人（以下「第936条第3項の相続財産管理人」という。）との関係で同様の問題が議論されている。

そこでは、限定承認における清算の主体が相続人とされていること（民法第929条から第932条まで）などから、第936条第3項の相続財産管理人の清算権限を否定する見解（否定説）がある。これに対して、第936条第3項の相続財産管理人は、相続人が管理人として不適当か、又は管理を行うことができない場合に選任されるのであるから、管理権限のみを有して清算権限がないとするのは不十分であることなどから、第936条第3項の相続財産管理人の清算権限を肯定する見解（肯定説）もある。

また、現行法では、第936条第3項の相続財産管理人が選任されれば、職権による管理人が相続財産の管理権限を失うことについては異論がない。これに加えて清算権限も失うのかについては、上記の否定説をとった上で、職権による管理人は管理権限のみを失うとする見解と、上記の肯定説をとった上で、第918条第2項の「保存に必要な処分」を、第936条第3項において準用する際に「管理及び清算について必要な処分」と読み替えて解釈し、職権による管理人は管理権限のみならず清算権限も失うという見解に分かれている。

今般、民法第936条第3項の相続財産管理制度も含めて一つの制度とする趣旨で本文アのような規律を置くとすると、限定承認がされた場合において本文アにより選任される相続財産管理人も相続財産の保存を目的とするものになるため、現行法下におけるような、管理人の権限に相続財産の清算も含まれるとの解釈は困難になると考えられる。

これに対して、現行法と同様にこの場面での管理人の権限の範囲を引き続き解釈に委ねるとすれば、第936条第3項の相続財産管理制度は他の制度とは一つのものとはせず、新たな保存のための相続財産管理制度の規律を準用することとすることなどが考えられる。

以上の議論は、単独相続人が限定承認をしたがその者が適切に相続財産を管理清算しない場合に清算される相続財産管理人（民法第926条第2項）においても同様に問題となる。

なお、限定承認の場面で選任される相続財産管理人には相続財産の清算の権限を

与える方向で別途規律を整備することも考えられるが、現行の限定承認制度は、相続人自身に清算を行わせることを前提として仕組まれており、相続人ではない相続財産管理人に清算を行わせることについての規律を設けるとすれば、限定承認制度の根幹に関わるものとして慎重な検討を要すると考えられる。

以上を踏まえ、本文ア（注1）では、現行の民法第926条第2項及び第936条第3項の相続財産管理制度をも本文アの相続財産管理制度に取り込んで一つの制度とすることについては、慎重な考え方もある旨を注記している。

## 2 本文アについて（相続財産の保存に必要な処分）

### (1) 本文アについて

#### ア 管理人の選任の必要性

試案第2の4(1)①及び(2)①では、共通の要件として、必要があると認めるときに当たることを要件として提案し、その具体例をその（注1）で注記していたところ、パブリック・コメントにおいては、いずれも大きな異論はなかった。

本文アは、文言を形式的に修正しているが、試案と同じく処分を命ずる必要性が要件として課せられることを前提とするものである。そして、相続財産に属する物について相続人が保存行為をせず、又は相続人のあることが明らかでないためにその物理的状態や経済的価値を維持することが困難であると認められ、相続人に代わって第三者に保存行為をさせる必要があるときは、この必要性の要件を満たすことがあるが、他方、この必要性の要件が欠ける場合には、「保存に必要な処分」に該当しないものとして、申立てが却下されることを想定している。

例えば、被相続人が遺した物品を何らかの理由で保管している者など、相続財産に属する物の引渡し債務を負っている者がその債務を履行しようとしたが、相続人がこれを受領せず、又は相続人のあることが明らかでないために相続財産を保存する必要がある場合には管理人を選任する必要性が認められるケースがあると考えられる。これに対し、相続財産の処分のために管理人の選任を申し立てることは、基本的には必要性の要件を欠き、認められないものと考えられる。

なお、この要件の立証のため、基本的には、申立人において、申立ての段階で、相続人の範囲や所在等の調査をする必要があるものと考えられる。

#### イ 活用場面の整理（所有者不明土地管理制度との関係）

相続財産に属する物が、土地であり、その所有者（相続人）の所在等が不明である場合には、その土地の適切な管理のために、所有者不明土地管理制度の申立てをすることも可能である。保存のための相続財産管理制度と、所有者不明土地管理制度は、このように活用場面が重なり合うこともあるが、保存のための相続財産管理制度においては、相続人の所在が判明しているが相続財産の管理に意欲を失っている場合でも対応可能であることや、土地以外の相続財産も含めて管理の対象となること、相続財産の管理の費用は相続財産から支弁されること（民法第885条）などの差異があり、事案に応じていずれの管理制度を用いるかの使い分けがされることが想定される。

なお、パブリック・コメントに寄せられた意見の中には、相続について紛争がある事案において、遺産の隠匿防止や遺産調査を目的として相続財産の保存のための

相続財産管理人の選任等が申し立てられることも想定されるため、「必要があると認めるとき」にこのような場合が含まれるかについて検討を要するとの指摘があった。遺産の隠匿防止を図るために相続財産管理制度を用いるのであれば、相続人の管理処分権を制限し、相続人の管理する財産を強制的に相続財産管理人の管理下に移す必要があると考えられるが、後記補足説明(5)のとおり、このような仕組みを設けることは困難であると考えられる。

#### ウ 申立権者

試案第2の4(1)①及び(2)①では、現行の民法第918条第2項等の相続財産管理制度と同様に、利害関係人又は検察官を申立権者とすることを提案していたところ、パブリック・コメントでは、大きな異論はなかった。

これを踏まえ、本文アでは、上記の試案の内容と同じく、利害関係人又は検察官を申立権者とすることを提案している。

#### (2) 本文アただし書について

試案第2の4(1)①では、相続人が数人である場合において遺産分割前であることを財産管理に関する処分の発令要件として提案し、試案第2の4(2)①では、相続人のあることが明らかでない場合において第952条第1項の規定に基づき相続財産の管理人が選任されていないことを発令要件として提案していた。パブリック・コメントにおいては、いずれも特段の異論はなかった。

本提案の趣旨は、前記のとおり、現行民法において認められている各段階に加えて、相続人が数人あり、相続財産に属する財産が遺産分割前の暫定的な遺産共有状態にある場合及び相続人のあることが明らかでない場合において、相続財産の適切な管理を実現する点にある。

これに対し、(ア)相続人が一人である場合においてその相続人が相続の単純承認をしたとき、(イ)相続人が数人ある場合において遺産の全部の分割がされたときは、いずれも、相続財産に属する財産が浮動的・暫定的な状態にあるわけではなく、その財産の帰属は確定していることから、その所有者においてその財産を本来自由に管理することができるはずであり、そのような場合にまで第三者が所有者の判断に介入することを一般的に正当化することは困難であると考えられる。

そこで、本文アただし書では、これらの場合を、相続財産の保存に必要な処分を命ぜることができない場合として掲げている（相続財産管理制度を統一的な制度とすることに伴い、試案第2の4(1)①から表現を変更しているが、その内容を変更するものではない。）。

また、相続人のあることが明らかでない場合において、民法第952条に基づく相続財産管理人が先に選任されていたときは、この相続財産管理人の権限は、本文アに基づく相続財産管理人の権限を包摂する関係にある（本文イ参照）から、別途、本文アに基づく相続財産管理人を選任する必要性に乏しい。そこで、この場合には、本文アに基づく相続財産管理人の選任請求をすることはできないこととしている。

#### (3) 相続人のあることが明らかでない場合において、相続財産の保存のための相続財産管理人の選任をしたときにおける公告について

試案第2の4(2)(注4)では、相続人のあることが明らかでない場合において、相

続財産の保存のための相続財産管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分をしたときにおける公告についても引き続き検討する旨を注記していたところ、パブリック・コメントにおいては、これに賛成する意見が多数であった。

もともと、相続人のあることが明らかでない場合における相続財産の保存のための相続財産の管理の仕組みは、民法第952条に基づく相続財産管理制度とは異なり、相続財産の清算を行うものではなく、相続人の権利を制限する効力（民法第958条の2）を有するものでもないことから、相続人に対する手続保障をするという意味で、公告が必要となるものではない。かえって、相続財産の保存のための相続財産の管理を行う際に、試案第2の4(2)（注4）のような公告を行うと、一定の期間の経過後に相続人の権利主張をしなければ、その権利が制限されるとの誤解を招きかねず、混乱が生ずるおそれがある。

そこで、相続人のあることが明らかでない場合において、相続財産の保存のための相続財産管理人の選任をしたときにおける公告の規律を設けることについては、提案していない。

#### (4) 相続人からの意見聴取について

試案第2の4(1)（注4）では、家庭裁判所が、相続財産管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分を命ずるに際し、相続人の範囲を調査し、全ての相続人から意見を聴取する手続を経なければならないものとするかどうかを検討する旨を注記していた。これについて、パブリック・コメントにおいては、必ずしも全相続人の意見聴取を行う必要はないとする意見が多数を占めた。

家庭裁判所が常に全ての相続人からの意見聴取を要するとすると、手続に時間やコストがかかり、相続財産の適正・迅速な管理の妨げとなるおそれがある。また、「必要な処分」の典型例である相続財産管理人の選任についていえば、その職務が基本的に保存行為にあることを踏まえ、意見聴取の要否やその範囲は事案に応じた裁判所の合理的な判断に委ねることが適当であると考えられる（現行の民法第918条第2項の処分においても、相続人からの意見聴取手続は設けられていない。）。

そこで、家庭裁判所が、相続財産管理人の選任その他の相続財産の保存に必要な処分を命ずるに際し、相続人の範囲を調査し、全ての相続人から意見を聴取する手続を経なければならないとする規律を設けることについては、提案していない。

ただし、そのような規律を設けなくても、「必要があると認めるとき」の要件の立証のため、申立人において、申立ての段階で、基本的には、相続人の範囲や所在等の調査をする必要があるものと思われる。

#### (5) 保存のための相続財産管理人が選任された場合に相続人の管理処分権が制限されるかどうか

試案第2の4(1)（注6）では、適切な遺産分割の実現のために、相続人が相続財産管理人の選任の請求をすることを可能とすることについては、保存に必要な処分として相続人の管理処分権を制限することの是非と併せて、慎重に検討する旨を注記していた。パブリック・コメントにおいては、この点について慎重に検討すべきとする意見が多数を占めた。

これに対して、意見の中には、相続人間で遺産分割について争いがあることを理由

に、相続財産の保存のための相続財産管理人が選任された場合には、適切に遺産分割が行われるまで遺産を保存するのが職務であり、これに抵触する相続人の行為は制限すべきであるとの指摘もあった。

しかし、遺産分割前の相続財産は、暫定的とはいえ、相続人らに遺産共有状態で帰属しており、相続人が自己の持分を処分することは禁じられておらず、そのことを前提に遺産の分割前に遺産に属する財産が処分された場合の遺産の範囲に関する規律も設けられていること（民法第906条の2）や、遺産分割について争いがある場合の遺産の管理については家事事件手続法第200条で手当てがされていることからすれば、本文アの相続財産管理人の選任により直ちに相続人の相続財産に属する財産の処分を制約するとすることについては慎重に検討する必要がある。

現行法においても、民法第918条第2項に基づく相続財産管理人が選任された場合に相続人自身の管理権が制限されるかどうかについては解釈上争いがあるところであり、この点については引き続き解釈に委ねられるとすることが考えられる。

そのため、適切な遺産分割の実現のために、相続人が相続財産管理の請求をし、家庭裁判所が相続人の管理処分権を制限することを可能とする規律を設けることは、提案していない。

#### (6) 本文ア（注2）について

家庭裁判所が、本文アにより相続財産管理人を選任する際に、その職務の内容（相続財産管理人の権限の内容を含む。）をあらかじめ定めることができることを明確にすべきとの指摘も考えられる。

現行法上、処分の取消しに関する運用上の工夫により対応することも不可能ではないと考えられることなどに加え、所有者が不明な不動産の管理については、別途、所有者不明土地管理制度や所有者不明建物管理制度の創設を検討しており（部会資料28、33参照）、これらが設けられれば、あえてこの点の規律を設けることが必須とまではいえないとも考えられる。

いずれにしても、不在者財産管理人の職務内容の限定に関する議論を踏まえて検討する必要がある。

### 3 本文イについて（管理人の権限等）

#### (1) 管理人の権限について

##### ア パブリック・コメントに寄せられた意見の概要

試案第2の4(1)②及び(2)②では、保存のための相続財産管理人の権限・義務等については、民法第918条第2項の相続財産管理人と同様の規律を設けることを提案していたところ、パブリック・コメントにおいては、いずれも賛成意見が多数を占めた。

また、その（注2）においては、相続財産の保存のための相続財産管理人は、民法第918条第2項の相続財産管理人と同様に保存行為、利用・改良行為及び裁判所の許可を得て処分行為をする権限を有するが、基本的に、その職務は保存行為をすることにあるとする考え方を示すとともに、他方で、これとは別に、この相続財産管理人の権限は保存行為をすることに限られるとするとの考え方もあることを注記していた。パブリック・コメントに寄せられた意見においては、前段の考え方に賛

成する意見が多数を占め、後段の考え方に賛成する意見は見られなかったが、一方で、前段の考え方よりも更に広くこの相続財産管理人の権限を認めるべきとする指摘もあった。

#### イ 提案の概要

本文アにより選任された相続財産管理人の職務は、相続財産の保全を図ることにあり、保存行為を行うことが中心になるが、事案によっては、それ以上の行為を行う必要のある場合もあると考えられる。

そこで、本文イでは、管理人が家庭裁判所の許可なく行うことができる行為は保存行為、目的物等の性質を変えない範囲内における利用・改良行為に限られ、これらを超える行為を必要とするときは、家庭裁判所の許可を得て、その行為をすることができることを提案している。

パブリック・コメントにおいては、保存行為等を超えて行われる行為の例として、相続財産が収益不動産である場合の利用行為、遺産の管理費用の捻出のために遺産の一部を売却する行為などを指摘するものがあったが、これらの行為がその職務に照らして必要かつ相当であるときは、本文アにより選任された相続財産管理人が、事案に応じて家庭裁判所の許可を得た上で、行うことができるものと考えられる。これに対し、相続財産を保存するための費用を捻出するために相続財産の一部を売却することが必要かつ相当であるという事情がないのに、相続財産の一部を売却するなど保存行為を超える行為をすることは、職務上の義務に反し、裁判所も許可をしないことを想定している。

#### (2) 頭名等について

##### ア パブリック・コメントに寄せられた意見の概要

試案第2の4(2)(後注)に対する意見の中には、相続財産管理制度を見直す際には、管理人の権限についても分かりやすく整理し、簡明な手続としなければ実務において混乱が生じるおそれがあるとの指摘があった。

熟慮期間中に本文アにより選任された相続財産管理人が熟慮期間経過後遺産分割前にもそのまま相続財産を管理することができるようにする場合には、その管理人が管理のための行為をした後に、法定相続人が相続放棄をし、その管理人の行為による効果の帰属主体が変動する可能性があることから、そのことを踏まえた規律の要否についても検討を行う必要があると考えられる。

##### イ 頭名等について

熟慮期間の前後を問わず、相続人が数人ある場合において本文アにより選任された相続財産管理人が相続人の代理人として相続財産の管理に関する法律行為をする際には、その効果帰属主体である相続人全員のためにすることを示す頭名をする必要がある(民法第99条第1項)が、その頭名として個々の相続人の氏名を示さなければならないかが問題となる。

しかし、この相続財産管理人が財産管理に関する法律行為をした後、相続人が相続の放棄をした場合には、その者は初めから相続人にならなかったものとみなされ、管理人の行為の効果は次順位の法定相続人に帰属し、また、法定相続人全員が相続放棄をした場合には、管理人の行為の効果は相続財産法人に帰属する。その意味で、

代理行為の効果帰属主体は、代理行為がされた時点での特定の相続人を指すのでは必ずしもなく、相続の承認によって被相続人の相続財産を承継する相続人又は法定相続人全員の相続の放棄によって生ずる相続財産法人を指すことになると考えられる。このように、法律行為の効果帰属主体が変動する可能性があるところ、その行為の都度、本文アにより選任された相続財産管理人が相続人を確知することは容易ではなく、仮に相続人の全員が相続の承認をして相続人が客観的には確定していたとしても、この相続財産管理人がそのことを知り得るとは限らない。特に相続人が多数の場合には、煩雑であると考えられる。

もっとも、こうした問題は、現行民法第918条の相続財産管理人においても同様に生じ得るところであるが、各別に相続人の氏名を表示しなくても、代理人である相続財産管理人が、例えば「被相続人〇〇相続財産管理人●●」などと表示していれば、法律行為の相手方はその管理人ではなく、相続人が効果帰属主体であることを知り得るため、顕名があると解釈することも考えられ、引き続き運用に委ねることが考えられる。

そのため、本文においては、相続人の氏名を表示することを省略する旨の規律を設けることについては提案していない。

なお、いずれにしても、訴訟では、訴状に法定代理人の氏名とともに、本人の氏名を記載しなければならない（民事訴訟法第133条第2項第1号及び民事訴訟規則第2条第1項第1号）ため、相続財産管理人を法定代理人とする訴訟では、訴状に、本人である相続人の氏名を記載する必要がある。仮に、訴訟行為についても、個別の相続人を表示することを要しないとすると、どの者との関係で訴訟行為や判決の効力が生ずるのかが問題になり得ると思われる。

### (3) 本文アの相続財産管理人による相続債務の弁済について

試案第2の4(1)③及び(2)③では、保存のための相続財産管理人は、相続債務の弁済をすることはできないとすることを提案していたが、パブリック・コメントでは、いずれも意見が分かれた。

相続人が数人ある場合には、相続債務は遺産分割の対象ではなく、共同相続人に当然に承継されているし、その弁済のための原資を相続財産から拠出することは分割されるべき相続財産の減少をもたらすものであり、その財産の保存に資するとはいえないから、この場合における本文アの相続財産管理人は、相続債務の弁済を行うべきではない。

他方で、事案によっては、相続財産の保全のために、本文アの相続財産管理人が相続債務（さらには、相続開始後に生じた管理に要する費用）の弁済をする必要があるケースもある（例えば、相続財産に借地上の建物が含まれ、被相続人の生前（又は死後）に生じた賃料の弁済をしなければ、建物の存立基礎を失うなど、弁済をしなければ相続財産の保存ができなくなるケース）と考えられるところ、そのような場合にこの相続財産管理人が管理すべき財産を原資として、弁済をすることは、その職務の目的に必ずしも反するものではないといえることができる（現行法上の民法第918条第1項に基づき選任される相続財産管理人については、相続財産を原資として相続債務の弁済を禁ずる規律は設けられていない。）。



また、相続人のあることが明らかでない場合には、現行法では、民法第952条以下の手続を経た上で、申出をした相続債権者その他知っている相続債権者に平等に弁済する（民法第957条第2項において準用する同法第929条）などとされているから、そのような手続を経ないまま、本文アの相続財産管理人が弁済をすることは基本的には許されないと考えられるが、他方で、相続債権者への平等な弁済の機会が実質的に害されないようなケースであれば、そのような手続を経ることなく弁済をすることが許されないわけではないとも考えられる（民法第957条第2項において準用する同法第928条は、管理人は公告期間満了前には弁済を拒むことができるとしているが、このようなケースについてまでも、弁済の拒絶をすることを要求するものではないように思われる。）。

このように、管理人は、相続債務の管理をするものではなく、基本的には相続債務の弁済をすべきではないが、相続財産（積極財産）の保存のために必要がある場合には、事案に応じて、相続債務の弁済をすべきケースもあるものと考えられる。相続財産を原資とする弁済は、結局、その財産の処分を管理人に認めるべきかどうかの問題であるが、以上を踏まえ、本文では、相続財産を相続債務の弁済の原資とすることを禁ずる規律を設けることはしていない。

なお、相続財産を原資とする弁済を認めるとしても、相続債務の原資を捻出するために、相続財産を売却するには、裁判所の許可を要する。金銭を用いて弁済を行う場合には、遺産分割の対象であった金銭がなくなるから、処分行為に該当し、裁判所の許可を要するものと考えられる。

#### 4 相続財産管理人による訴訟追行

##### (1) パブリック・コメントに寄せられた意見の概要

第三者が相続財産に関して権利を有する場合に、保存のための相続財産管理人の選任を認めた上で、この相続財産管理人が、相続財産に関する訴訟の被告となって応訴すること等を認めることについては、試案第2の4(1)及び(2)の各(注3)では、相続人の手続保障に留意して慎重に検討する旨等を注記していた。

パブリック・コメントに寄せられた意見においては、いずれの注記の内容も、賛成する意見が多数を占めた。

##### (2) 相続財産管理人による訴訟追行

現行法においても、民法第918条第2項により選任された相続財産管理人に相続人のために訴訟手続を迫らせる必要があるケースは生じ得る。同項の適用場面ではないが、民法第936条第1項の相続財産管理人は、相続財産に関する訴訟については、相続人が当事者適格を有し、相続財産管理人は、相続人全員の法定代理人として訴訟に関与すると解され（最判昭和47年11月9日民集26巻9号1566頁）、また、家事事件手続法第200条第1項に基づき選任される遺産管理人は、相続財産に関して提起された訴えについて、相続人の法定代理人として応訴することができる（最判昭和47年7月6日民集26巻6号1133頁）。これらの判例と同様に考えると、現行民法第918条第2項に基づき選任された相続財産管理人が、相続人のために訴訟行為をすることも可能と解し得る。

そして、事案によっては、本文アの相続財産管理人が相続人のために訴訟追行をす

ることが、相続財産の適切な管理の観点などから望ましいケースもあると考えられることからすると、この相続財産管理人が訴訟行為をすることを一律に否定する必要もないものと考えられる。

相続財産管理人が訴訟行為をすることについては、相続人の手続保障への配慮も必要となるが、本文アの相続財産管理人が、相続人の意向に反して訴訟を迫行した結果、相続人に損害を及ぼした場合には、事後的にその職務上の注意義務違反に問われる可能性があることから、これを回避するために、相続人の意向を確認した上で訴訟行為を行うことになると考えられる。

このように考えると、あえて訴訟行為に関する規律を設ける必要はないと考えられることから、この点について特段の規律を設けることは提案していない。

なお、本文アの相続財産管理人が行おうとする訴訟行為が、本文イ①各号に掲げる行為の範囲を超える場合には、家庭裁判所の許可を得なければならないものと考えられるが、基本的には、現在の相続財産管理人においてとられているのと同様の考え方になるように思われる（前掲最判昭和47年7月6日は、遺産管理人が応訴をする際には、裁判所の許可は不要としている。もっとも、相続人が数人おり、その相続人を被告とすべき訴訟については、その数人を特定した上で、訴訟を提起することができるから、第三者がその訴訟を提起するために新たに設ける相続財産管理人の選任の申立てをしても、直ちに相続財産管理人を選任する必要性は認められないと思われる。）。

#### 5 本文ウについて（管理人の義務）

試案第2の4(1)②及び(2)②では、保存のための相続財産管理人の権限・義務等については、民法第918条第2項の相続財産管理人と同様の規律を設けることを提案していたところ、パブリック・コメントに寄せられた意見においては、いずれも賛成意見が多数を占めた。

現行の民法第918条第2項の相続財産管理人は、その注意義務の程度として、善管注意義務を負うとされている（家事事件手続法第201条第10項が準用する第125条第6項において民法第644条が準用される。）。本文アの相続財産管理人についても、民法第918条第2項の相続財産管理人と同様に、相続人等に代わって適切に相続財産の保存を行うべきものであることからすれば、その注意義務の程度としては、善良な管理者の義務とすることが相当であると考えられる。

そこで、本文ウにおいては、本文アの相続財産管理人は、善良な管理者の注意をもって、その権限を行使しなければならないとすることを提案している。

なお、この場合の善管注意義務は、少なくとも、相続人又は相続財産法人を相手方として負うものと考えられる（相続債権者や受遺者もこの義務の相手方となるかどうかについては、現行法と同様に、引き続き解釈に委ねられるものと考えられる。）。

#### 6 本文エについて

##### (1) 保存のための相続財産管理人の職務について

保存のための相続財産管理人の職務の目的は、相続財産の保存にあるところ、その管理の期間中、管理の対象となる相続財産を毀損し費消することがあれば、その職務の目的を達することができない。このことは、相続財産管理人に選任されるのが相続人がある場合かどうかにかかわらず、共通するものである。そこで、現行の民法第9

18条第2項により選任される相続財産管理人や第952条により選任される相続財産管理人と同様に（民法第918条第3項、第953条、第27条第1項）、この相続財産管理人にも、財産の目録を作成する義務を課すことを提案している。

また、例えば、損敗しやすいなどの事情により売却することが望ましい動産については、家庭裁判所は、相続財産の保存の観点から、その売却などを管理人に命ずることができるとするのが考えられる。そこで、現行の民法第918条第2項により選任される相続財産管理人や第952条により選任される相続財産管理人と同様に（民法第918条第3項、第953条、第27条第3項）、この相続財産管理人にも、相続財産の保存に必要な処分を管理人に命ずることができるとするを提案している。

(2) 保存のための相続財産管理人の報酬について

保存のための相続財産管理人については、被相続人との関係その他の事情により、相続財産の中から、家庭裁判所が相当な報酬を与えることができるということが考えられる。

また、現行の民法第918条第2項により選任される相続財産管理人や第952条により選任される相続財産管理人と同様に（民法第918条第3項、第953条、第29条）、担保提供の規律を設けることも考えられるが、その実務上の運用状況を踏まえつつ、引き続き検討する。

(3) その他の事項について

上記のほか、現行の民法第918条第2項により選任される相続財産管理人や第952条により選任される相続財産管理人については、委任の規定（③第646条〔受任者による受取物の引渡し等〕、④第647条〔受任者の金銭の消費についての責任〕、⑤第650条〔受任者による費用等の償還請求等〕）が準用されること（家事事件手続法第201条第10項、第208条、第125条）、本文アの相続財産の保存のための相続財産管理人についても、管理人と相続人又は相続財産法人との関係が委任に類似するという点では基本的に同じであるから、これらの規定についても、新たな管理制度に置いて適用を否定する理由は乏しいものと考えられる。

そこで、本文エ（注）では、その旨を注記している。

なお、相続財産の保存に必要な処分に要する費用の負担は、民法第885条の解釈に委ねることを想定している（試案第2の4(1)（注5）参照）。

7 本文オについて（相続財産の保存に必要な処分の取消し等）

(1) 本文オ①について

試案第2の4(1)④及び(2)④では、相続財産管理の審判の取消事由について提案していたところ、パブリック・コメントにおいて寄せられた意見では、この点について賛成意見が多数を占めた。

そこで、試案の内容を踏まえつつ、取消事由を整理したものを、本文オ①では提案している。

(2) 本文オ②及び③について

パブリック・コメントにおいて寄せられた意見の中には、保存のための相続財産の管理人の選任を可能とすることについては、清算という終期がないことから、管理人

による職務の期間がいたずらに長期化してしまい、かえって管理コストがかかるのではないかという指摘があった。

相続人のあることが明らかでない場合には、相続財産を本人に引き渡すことができないなどの利益状況は不在者財産管理の場面と共通しており（前記本文1参照）、また、相続人の判明している場合であっても、管理人が相続人に相続財産を引き渡そうとしても相続人がその受取りを拒絶するときなどは、管理の合理化の観点から、同じように、相続財産の維持を図りながら、管理事務の適正化を図ることが望ましいと考えられる。

そこで、本文オ②及び③では、本文(1)アの規律により選任された相続財産管理人は、管理している金銭を供託することができることなど、前記本文1と同様の規律を設けることを提案している。

なお、相続人のあることが明らかでない場合において本文アに基づき選任される相続財産管理人は、民法第952条の相続財産管理人が選任されていないときにおける過渡的な状態の相続財産を適切に管理するための仕組みであって、相続財産の清算を予定したものではない。もっとも、相続財産が将来的に管理不全状態になることを防ぐためには、それらの相続財産についても、相続財産の清算が行われることが望ましいと考えられる。

そのような観点からは、相続人のあることが明らかでない相続財産について本文アの相続財産管理人が選任されている場合において、当該相続財産管理人が、管理の過程で、民法第952条第1項に基づく相続財産管理人の選任の申立てを行うための予納金に足りる金銭を発見したときは、当該相続財産管理人は、自らが利害関係人として、民法第952条第1項に基づく相続財産管理人の選任の申立てを行うことも可能であると考えられる（この場合には、本文アの相続財産管理人の選任は取り消されることになろう。）。

## (2) 民法第952条以下の清算手続の合理化

民法第952条第2項、第957条第1項及び第958条の公告に関し、次のような規律に改めることについて、どのように考えるか。

- ① 民法第952条第1項の規定により相続財産の管理人を選任したときは、家庭裁判所は、遅滞なく、その旨及び相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、6箇月を下ることができない。
- ② ①の公告があった後2箇月以内に相続人のあることが明らかにならなかったときは、相続財産の管理人は、遅滞なく、すべての相続債権者及び受遺者に対し、一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、2箇月を下ることができない。

○中間試案第2、4(3)「民法第952条以下の清算手続の合理化」

(2) 民法第952条以下の清算手続の合理化

民法第952条第2項、第957条第1項及び第958条の公告に関し、次のような規律に改めることについて、引き続き検討する。

- ① 民法第952条第1項の規定により相続財産管理人を選任したときは、家庭裁判所は、遅滞なく、その旨及び相続人があるならば一定の期間内にその権利を主張すべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、【3箇月】【6箇月】【10箇月】を下ることができない。
- ② ①の公告があったときは、相続財産管理人は、遅滞なく、全ての相続債権者及び受遺者に対し、一定の期間内にその請求の申出をすべき旨を公告しなければならない。この場合において、その期間は、【2箇月】【4箇月】を下ることができない。

(補足説明)

## 1 パブリック・コメントの結果

試案第2の4(3)では、相続人のあることが明らかでない場合における相続財産管理制度の清算手続の合理化として、㊦家庭裁判所による選任の公告(民法第952条第2項)、㊧相続債権者らに対する請求申出を求める公告(民法第957条第1項)、及び㊨相続人搜索の公告(民法第958条)を並行して行い、かつ、公告期間を短縮することについて提案していた。パブリック・コメントにおいては、公告を並行実施することについては賛成の意見が多数を占めたが、試案第2の4(3)の①の期間及び②の期間をどの程度とするかについては、制度の利用しやすさ等の観点から短期間とすべきとする意見が多かったものの、相続人や相続債権者等の利益保護の観点から長期間とすべきとする意見も複数あった。

## 2 提案の概要

### (1) 公告の並行実施

家庭裁判所による選任公告と相続人搜索の公告は、相続人に出現ないし権利主張を促すという点では趣旨が共通し、選任公告の後に相続人搜索の公告を行わなければならないとする必然性はなく、失権の前提として権利主張の機会が与えられていれば十分であるとも考えられる。そこで、本文①では、これらの2つの公告を同時に行うこととし、事務の合理化を図ることを提案している。

これに対し、本文①の公告と請求申出の公告をも並行かつ同時に行うことについては、パブリック・コメントでは慎重な意見もあった。

そこで改めて検討すると、現行法においては、選任公告の後、2箇月の間に管理人による相続財産や相続債権者等の調査を経た上で、請求申出の公告とともに、知っている相続債権者及び受遺者に対して各別にその申出の催告をすることとされている(民法第957条第2項において準用する第927条第3項)。これに対して、試案第2の4(3)のように、請求申出公告と選任公告及び搜索公告を全て同時期に実施するとすれば、管理人は、相続財産や相続債権者等の調査が未了のまま、各別の申出催告をせずに請求申出の公告をする事態が生じ得るため、相続債権者等に権利行使の機会が十分に与えられないおそれがあると考えられる。

また、選任公告及び相続人搜索の公告（本文①の公告）と請求申出の公告との並行実施を可能とすれば、手続全体の期間の短縮という効果を得ることができるが、これらを同時期に実施することによるメリットは乏しいと考えられる（選任公告及び請求申出の公告は裁判所が実施主体であるのに対して、相続人搜索の公告は管理人が実施主体であることからすると、これらを同時に行うこととしても、それにより得られる事務処理の合理化の効果は限定的であるといえる。）。

そこで、請求申出の公告の前提として、管理人による相続財産や相続債権者等の調査の期間を設けるために、本文②の公告は、本文①の公告があった後2箇月以内に相続人のあることが明らかにならなかったときに行うこととすることを提案している。

## (2) 公告の期間

### ア 本文①の公告期間について

本文①の公告期間は、手続全体の公告期間を定めるものであり、この期間内に相続人としての権利を主張する者がいないときは、民法第958条の2の規律により、相続人等はその権利を行使することができなくなる。

現行法においては、選任公告、請求申出及び相続人搜索の公告の期間をあわせると全体の公告期間としては10箇月を要することとされている。この全体の公告期間は、昭和37年の民法改正で相続人搜索の公告期間を短縮して以来維持されてきたものであるが、その後の通信、交通手段の更なる発達を踏まえると、現在においては長きに失しており、全体の公告期間を短縮する必要があると考えられる。

もっとも、相続人が被相続人と疎遠になっていた場合には、相続開始の事実さえも認識していないケースがあり得ることや、全体の手続期間が満了すると、相続人は相続人として権利を行使することができないという効果を生ずること（民法第958条の2）などを踏まえると、全体の公告期間を現行法の10箇月から3箇月まで短縮することについては、なお慎重に検討すべきと考えられる。パブリック・コメントにおいて、全体の公告期間を3箇月とすることに反対する意見の中にも、そのような観点からの指摘をするものがあつた。

そして、現行法の相続人搜索のための公告の期間が6箇月とされていること、パブリック・コメントにおいても、全体の公告期間を6箇月とすることに反対する意見は見られなかったことを踏まえ、本文①では、全体の公告期間を6箇月とする旨の提案をしている。

### イ 本文②の公告期間について

本文②の公告期間は、相続債権者らに対する請求申出の公告であり、現行法と同様に2箇月としている。

パブリック・コメントにおいては、相続債権者等への手続保障の観点から、これを4箇月とすべきとする意見もあつたが、上記(1)のとおり、管理人による相続財産や相続債権者等の調査の期間を2箇月設けることと併せ考慮すると、本文②の公告期間を2箇月としても、現行法の取扱いと同等に、相続債権者等への手続保障を図ることが可能であると考えられる。